

議会運営委員会記録

1 日 時 令和元年6月27日（木曜日）

開 会	午後	1時29分
休 憩	午後	1時35分
再 開	午後	1時36分
閉 会	午後	1時59分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長	金 厚 有 豊
副委員長	佐 藤 則 寿
委 員	押 田 大 祐
//	江 西 照 康
//	高 田 真 里
//	高 道 秋 彦
//	東 篤
//	成 田 光 雄
//	高 田 重 信
//	柞 山 数 男

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	木 下 章 広
//	島 隆 之
//	金 井 毅 俊
//	大 島 満
//	尾 上 一 彦
//	赤 星 ゆかり
//	村 上 和 久

6 委員会からの出席要求に応じて出席した者

議 員	上 野 蛭
-----	-------

7 職務のために出席した者

【議会事務局】

局長	島 静一
理事（事務局次長）	浦野 弘司
参事（庶務課長）	中村 敏之
参事（議事調査課長）	福原 武
議事調査課長代理	石黒 隆司
議事調査課副主幹（議事係長）	中山 崇
議事調査課調査係長	牧野 仁美
議事調査課主査	酒井 優

8 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

〔傍聴の申込み（10名）を許可〕

〔報道機関のテレビカメラ撮影を許可〕

委員長 まず、委員会記録の署名委員に押田委員、江西委員を指名いたします。

本日の協議事項は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、協議事項1番目の本委員会に付託されました請願の審査を行います。

令和元年分請願第5号 議員の政治倫理に関する条例制定の請願を議題といたします。

請願文書表は、お手元に配付のとおりであります。

まず、事務局に請願文を朗読させます。

事務局 〔請願文を朗読〕

委員長 それでは、本請願について御意見等はありませんか。

柞山委員

動議を提出します。

会議規則第86条第1項には、「委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる」とうたっております。

そこで今回の請願第5号は、上野 蛭議員と木下 章広議員が紹介議員になっていますが、紹介議員である上野議員に説明を求めたいと思います。

委員長

ただいま、柞山委員から本請願について、紹介議員である上野議員に説明を求めたい旨の動議が提出されました。

これより、この動議を直ちに議題とし、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決いたしたいと思いますがいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではお諮りいたします。

請願第5号 議員の政治倫理に関する条例制定の請願について、会議規則第86条第1項に基づき、紹介議員である上野議員に説明を求めることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、そのように決定いたします。

ここで、上野議員に当委員会への出席を求め
るため、暫時、休憩いたします。

午後 1時35分 休憩

~~~~~

午後 1時36分 再開

委員長

休憩前に引き続き、請願の審査を継続します。  
これより、請願第5号 議員の政治倫理に関  
する条例制定の請願について、紹介議員であ  
る上野議員に委員の皆さんから、質疑につい  
ての発言を許します。

江西委員

請願人の願意について、紹介議員である上野  
議員に何点か質問させていただきたいと思ひ  
ます。

請願文書表の趣旨の2行目に「条文化するこ  
と」という記載があります。一方、請願文書  
表裏面の下から3行目に「条例を制定される  
よう、請願いたします」という記載がありま  
す。

条文化するということであれば、多くの議会  
において、例えば信条や憲章、要綱、綱要、  
誓いなどありますが、そういったものとし

て掲げることが願意であるのか、それとも条例制定を願意とされているのか、この請願人はどちらというふうに紹介議員と打合せされていますか。

上野委員 事前にお聞きしているところでは、条例の制定とお聞きしております。

江西委員 その後、理由の記載があります。理由の（１）の「その後」に続いて、「議会改革と称して政務活動費支払い手続きの見直しやチェック方法などの改善がなされてきました」という表現があります。

何々と称してというものを調べると、まず、口実として偽って言うといった表現だと思います。病気だと称して会社を休むとか。ということは、議会改革だと称して、議会改革ではない政務活動費の支払い手続き見直しやチェック方法などの改善を一その他、上野議員は私の同期であります。まさにあの動乱があったから今までいろいろなことを立て直そうと、例えばインターネット中継もそうですし、ケーブルテレビでの放映もそうです。

多くのことをともに改善・改革してきたものと思っておりますが、それについて議会改革と称するという表現を請願人が使われたわけ

ですけれども、これは紹介議員として請願人とどのように話合われましたか。

上野委員 称してという言葉が使われていますが、これが議会改革の1つとして請願人の方は考えておられます。

江西委員 この言い回しについては、上野議員は特段何も思われなかったということですね。その後、改悛して一悔い改めて一と文章が続くわけですが、「医師には医師倫理、弁護士には弁護士倫理」と、これもプロの仕業ですけれども、ここにはあえて特段そういった表現はないのですが、その後に「プロの政治家には」という表現があります。上野議員も私もそうです。あのときの動乱を受けて、私どもは普通の市民でしたけれども、そういった普通の市民が選挙に立候補して多くのことを改善しようと頑張ってきたわけでありまして。ここであえて市議会議員はという表現を使わずにプロの政治家という表現が使われているということについては、どういう意図がおりなのかということを請願人に確認されましたか。

上野委員 私のほうも「プロの政治家」という言葉にな

じみがなかったもので、一応確認させていただきました。請願人からは報酬が発生して政治に携わっているという表現で、プロのというふうに書かせていただきましたというふうな説明を受けております。

江西委員

それでいえば、医師も弁護士もそうでありまして、全く同じことでもあります。そのような確認はされたということで理解しました。その次の理由の（２）に、これは主に議会基本条例の中に政治倫理を条文化している議会を４つ選んでおられます。高岡市議会、金沢市議会、富山県議会と千葉市議会です。私はこれらの議会の議会基本条例で、倫理規定がどうなっているのかを全て確認いたしました。請願人がどうしてこの４つの議会を例示されたのかという願意について、請願人に確認されましたか。

上野委員

あえてなぜこれらをピックアップされたのかということは、特にお聞きしておりません。

江西委員

高岡市議会は平成２５年４月に議会基本条例を制定されています。同じく平成２５年４月から倫理規定が施行されています。金沢市議会は同じく平成２５年４月から議会基本条例

を制定され、倫理要綱に関しては平成13年12月から発布されています。富山県議会はいつい先日ということで私も理解していますが、さきの2つの議会は、議会基本条例制定直後の年に富山市議会同様の不祥事をたくさん起こしております。

したがって、私自身も議員になったときにこういった要綱よりも具体的な、何より具体的なものが需要ではないかと思っていたのですが、どうしてここを選ばれたのか、逆に深い意味があるのかと思ったものですからお聞きした次第です。確認はしていないということで理解しました。

次に、理由の(3)の2行目、「課題が複数の会派から提出されていますが、誠実な議論がなされていません」という表現についてです。この文章について、上野議員は請願人に意味をどのように確認されましたか。

上野委員

議会改革検討調査会で検討項目として上がっているということはお伝えしています。なぜこのような表現をされたのかを確認したところ、理由の(1)の下から4行目、「しかし、まず必要だったのは、率先して」というところに請願人の思いがあります。まずはこうした規定を文書として示す必要が

あったのではないかということです。課題として上がっていることはもちろん御存じなのですが、まずこうしたことを先にすべきではなかったのかという思いで、このような表現になっています。

江西委員

紹介議員は私と同じく、議会改革検討調査会のメンバーです。

この件については、平成29年度に公明党と日本共産党から提案されましたけれども、初年度は大変たくさん検討項目があったので議論されませんでした。平成30年度には特にまた議論したいものについて提案してもらった際に、公明党と日本共産党のテーマから外れていたわけで、会派光が議会基本条例の一環として提案されただけであります。

公明党と日本共産党は提案されたけれども、それをみずから取り下げたという経緯もあったわけです。請願人の皆さんに事実というものをしっかりお伝えしていただきたかったと思います。質問については以上です。

上野委員

今ほど江西委員に説明していただきたかったと言われたのですけれども、私としては経緯を説明させていただいたのですが、請願人としてはこうした文書にしたいと言われました

ので、今こういった形になっています。

佐藤委員 この件については、議会改革検討調査会の検討項目として公明党から2017年5月に提案させていただきました。  
一方、今ほどの江西委員の発言の中に「取り下げた」という表現がありました。これについては取り下げたという思いはございませんので、訂正させていただきます。よろしくお願ひします。

委員長 その他にお聞きしたい話があれば挙手により発言願ひます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 ほかにないようですので、以上で上野議員に対する質疑を終了いたします。  
上野議員にはお忙しい中、当委員会に出席していただきお疲れ様でした。どうぞ、御退席ください。

〔上野議員退席〕

委員長 それでは改めて本請願に対する御意見等はありませんか。

江西委員

今、このような請願が出されたわけでありませう。私たち富山市議会議員は、市民からの大切な税金のうち政務活動費の枠をいただいて、現在政務活動に利用させていただいております。

政務活動費を利用する中で倫理的に最も注意すべきこととして、政党活動、選挙活動、講演会活動、私的活動に流用することを戒めなければいけないというふうに常日ごろから考えておりますし、それは政治倫理の基本だというふうに私は考えております。

そのため、会派事務員においては明確にそれぞれの活動と一線を画し、それぞれとは無縁な人で、かつ、あくまでも会派補助業務として会派控室の人件費を認めているものであって、それはまた最小限の負担に留めなければならないと考えています。

私どもが当選する以前の話は別にしまして、現在2年以上まことにおかしのことがひっそりと続いております。私は具体策が大変大切だと思っておりましたけれども、今まで築きあげてきた具体策を講じても、この問題がその具体策を簡単にはじき飛ばすような形で継続していることを考えますと、やはり倫理問題というのは大変大切だと考えます。

この請願人も請願を出されましたけれども、

重大な問題を解決するためにおいても、ぜひ私はこの倫理条例もしくは条文化するという  
ことについて、皆さんに前向きな御検討を  
いただきたいというふうに考えます。

高田 重信委員 今ほど江西委員から発言がありましたが、我が自民党会派としても、このことについては  
常々勉強会も開いております。  
今日このような請願が出たわけでありま  
すので、これを踏まえながら、さらなる勉強  
をしていくということで、継続審査に  
していただければと思います。よろしく  
お願いします。

東委員 社民党会派としては、この請願第5号の趣旨  
を理解して賛成したいと思  
います。  
ただ、先ほど江西委員からもございま  
したが、誠実な議論がなされてい  
ないと思  
います。これは長期的検討事項でまだ議  
論されてい  
ないとい  
うことな  
ので、明  
らかに内  
容的な事  
実誤認が  
ございま  
すし、「今  
年度、3  
月定例会  
」とある  
のは「今  
年3月定  
例会」と  
いうのが  
正しい言  
い方だと思  
います。  
理由のほうでは多少、事実誤認や日本語の関  
係で問題はありますけれども、富山市議会の  
議会基本条例の議論が進まない中で、まず議  
員の政治倫理に関する条例というものができ

るということは、過去の経緯からしても意義があることだと思っておりますので、この請願に賛成いたします。

佐藤委員

先ほど発言させていただきましたけれども、議会改革検討調査会において公明党が多分真っ先に議員の政治倫理条例の制定について提案をさせていただいております。その後、2年目の議会改革の検討項目ということで、優先的にということで、公明党は2つに絞って提案させていただきましたが、真っ先にこの件を提案した立場ですので、このことはしっかりと申し上げます。

今回、請願が出されておりますけれども、先ほどから江西委員や他の委員の皆さんがおっしゃるように、当初からきちんと、ある意味では反省点を踏まえて、議員の規律をしっかりと正す、そういうスタートが必要だということで今期の検討項目として挙げさせていただきましたので、議会改革検討調査会でしっかりと諮っていただきたいという思いであります。

この請願については継続審査ということにしていただきたいと思っております。

委員長

ほかにはないようですので、この程度にとどめ

ます。

ただいま、本請願を継続審査としてはどうかとの御意見がありました。

そこで、継続審査についてお諮りいたします。本請願を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手多数であります。

よって、本請願を継続審査とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました請願の審査を終了いたします。

委員各位に御相談申し上げます。委員長報告については、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それではそのように取り計らいます。

次に、協議事項2番目、各会派で御検討をいただくことになっておりました、意見書・決議についてであります。

それでは、各会派で御検討いただきました結果を順次お聞かせください。

まず、1番目の「児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は自民党さんですので、公明党さんはいかがですか。

佐藤委員 賛成です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。

次に、2番目の「中小企業等強靱化への支援充実を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は自民党さんですので、公明党さんはいかがですか。

佐藤委員 賛成です。

東委員 本文の冒頭に「我が国の日本経済」とありますが、我が国の日本経済という言い回しがちょっと。例えば、日本経済というふうに言い回しを修正していただければ賛成します。

高田 重信委員 はい、修正します。

委員長 ただいま、東委員より文言の修正についての提案がありました。文言を修正するとのことです。賛成ということによろしいでしょうか。

東委員 日本経済は、ということなので、賛成します。

委員長 全会一致でありますので、議運として議員提出議案とすることに決定いたしました。次に、3番目の「労働者協同組合法案」の早期制定を求める意見書について、御意見をお聞かせください。提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田 重信委員 賛成です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。次に、4番目の「信頼される政府統計を目指してさらなる統計改革を求める意見書」につ

いて、御意見をお聞かせください。

提出者は公明党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田 重信委員 調査・研究です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、5番目の「消費税率10%への増税に反対する意見書」について、御意見をお聞かせください。

提出者は社民党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、6番目の「脱原発社会の実現を求める意見書」について、御意見をお聞かせくださ

い。

提出者は社民党さんですので、自民党さんはいかがですか。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、7番目の「日米首脳会談の内容を明らかにし、日米貿易交渉の中止を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 賛成です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、8番目の「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転につ

いて、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、9番目の「辺野古新基地建設の即時中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について、国民的議論により、民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 反対です。

佐藤委員 反対です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議

員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、10番目の「国連各委員会の「沖縄県民を先住民族と認めて保護すべき」との勧告の撤回を求める意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

東委員 調査・研究です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

次に、11番目の「米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書」について、御意見をお聞かせください。

高田 重信委員 調査・研究です。

佐藤委員 調査・研究です。

東委員 反対です。

委員長 全会一致ではありませんので、議運としては議員提出議案として取り扱わないことに決定いたしました。

それでは、ここまでの協議内容について、事務局から確認させます。

議事調査課長 ただいまの協議結果について確認をさせていただきます。

全会一致となりましたのは、1番、2番の2件でございます。

3番から11番までは、全会一致とならなかったということでございます。

次に、全会一致のものにつきましては、議会運営委員会の委員の中から御提案いただいておりますので、提案者を発表させていただきます。

1番目の「児童虐待防止対策の更なる強化を求める意見書」につきましては、議員提出議案第10号で押田委員から提案をお願いします。

次に、2番目の「中小企業等強靱化への支援充実を求める意見書」につきましては、議員提出議案第11号で江西委員から提案をお願いいたします。説明は以上です。

委員長 ただいまの説明のとおりでよろしいでしょう

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長

それでは、そのように決定いたします。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。

これをもって、本日の議会運営委員会を閉会  
いたします。

令和元年6月定例会  
(令和元年6月27日)  
議会運営委員会記録署名

委員長 金 厚 有 豊

署名委員 押 田 大 祐

署名委員 江 西 照 康